

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月1日
【会社名】	株式会社テラネット
【英訳名】	Terranetz Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤田 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03)5209-1173
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 岡久 勉
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南一条西十丁目3番地
【電話番号】	(011)876-9544
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 岡久 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 200,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	30,770株	完全議決権株式で株主に特に制約のない株式 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

- (注) 1. 平成22年12月1日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称および住所は下記のとおりとなります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	30,770株	200,005,000	100,002,500
一般募集			
計(総発行株式)	30,770株	200,005,000	100,002,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
6,500	3,250	1株	平成22年12月20日		平成22年12月20日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に下記払込取扱場所へ払込むものとし、  
す。  
4. 上記株式を割当てた者からの申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社テラネット 本社	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋2-1-10

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
200,005,000	2,000,000	198,005,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用に950,000円、調査費用に50,000円、登録免許税等に1,000,000円を予定しております。

#### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
受託生産性向上のためのシステム構築等	29	平成23年5月～平成23年9月
有利子負債の圧縮	27	平成22年12月
運転資金	142	平成22年12月～平成23年12月

(注) 1. 調達する資金は、当社の受託生産性向上のためのシステム構築費用及び当社の有利子負債の圧縮ならびに運転資金に充当する予定であります。

当社の受託生産性向上のためのシステム構築等の費用は、仕様作成に介入しないシステムを構築するための費用として約29百万円を充当します。法人事業部門における制作案件にて、これまでは仕様作成の段階で当社が介入していたため、制作までに時間を要しておりました。今後は仕様作成の介入による制作までの時間を短縮するフローを確立し、当該システムの構築を行うことで仕様の作成の簡便化を図るとともに受託生産性の向上を図ります。また、これにより既存案件の受注拡大を図るとともに、3D等の新たな技術に対応できるクリエイターの募集及び社内での制作体制を整備することで、市場ニーズに的確に応えられる体制を構築し、更なる受注案件の拡大を図ります。なお、当該システムの開発に約20百万円を平成23年5月に充当し、システム運用後の新サービスにおいて、素材等制作に係る業務委託費に約9百万円を平成23年5月から9月までの間に充当する予定であります。有利子負債については、平成20年12月期において、公営競技サービス事業への投資を目的に金融機関から借入れており、本屆出書提出日現在における残高は約147百万円となっております。同事業は平成21年12月期において撤退しており、有利子負債返済の原資が発生していないことから、今回調達した資金のうち約27百万円を、この有利子負債の圧縮に充当することにより、資産利益率を高めるとともに財務基盤を強化してまいります。なお、支出予定時期は平成22年12月を予定しております。

今回調達した資金のうち上記以外の資金は、今後の運転資金として、新サービスにおける運営費及び人件費に充当いたします。具体的には、受託生産性向上のためのシステムを活用した新サービスに係る広告宣伝費に4百万円を平成23年4月から12月までの間に充当し、当該システムの保守管理費用に約5百万円を平成23年5月から12月までの間に充当し、残りの約133百万円につきましては、平成22年12月から平成23年12月までの人件費に充当する予定であります。

2. 上記資金使途に使用するまでの資金管理については、支出時期までは安全性の高い銀行預金等で保管する予定です。

3. 当社は、平成22年12月期第3四半期累計期間において73百万円の四半期純損失を計上し、31百万円の債務超過となりました。また、平成22年8月4日に公表いたしましたとおり、平成22年12月期の通期業績予想においても当期純損失が見込まれます。このような状況により、早期に債務超過回避に向けた対策として、資本の増強及び手許流動性資金を確保することが必要であります。

また、受託生産性の向上を図るためのシステムを構築することで顧客へのサービスの充実を図り、クオリティの高い商品の供給を迅速に行うことにより収益の拡大を図り、早期の業績拡大に努め、今後も札幌証券取引所アンビシャスにおける上場を維持し、上場会社としての企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

今回の第三者割当による新株式発行は、当社の経営基盤の強化と事業拡大に必要なものであり、これによって企業価値を高めることは、株主価値を高めることにつながると判断しており、資金使途については合理性があると考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	河端 繁
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社役員 京都きもの友禅株式会社名誉会長
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	22,882株
	人事関係	当社取締役（非常勤）
	資金関係	当社に対する金銭貸付 120百万円
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

今回の第三者割当による新株式発行を引き受ける河端繁氏は、京都きもの友禅株式会社（東京証券取引所市場第一部上場、証券コード：7615）の創業者（元代表取締役、現名誉会長）であり、平成15年に資金需要のあった当社に対し同氏の投資顧問契約先であったティーツー・キャピタル株式会社から当社を紹介いただき、当社の事業内容及び経営方針に理解をいただき、第三者割当増資等により筆頭株主となっておりました。また、企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験と実績、そして幅広い見識を有しておられます。当社は平成21年12月期までは取締役3名体制としておりましたが、翌年3月の定時株主総会にて、当社の創業者である寺岡敏明氏が退任することとなりました。当社の状況を鑑みても今後の経営体制の強化は必須であり、現代表取締役会長兼社長の藤田一郎氏をご紹介いただいた河端繁氏にも、社外取締役として経営に参画していただき、企業活動全般にわたり経験を活かしていただきたく、平成22年3月に就任をお願いしたものであります。

今般、当社の財務状況が逼迫している状況の中、当該状況を打開するため当事業年度より第二の創業の精神で、本業であるデジタルコンテンツ事業を拡大すべく鋭意努力している当社に対し、河端繁氏より更なるご支援の表明を受けたことから、同氏に対し第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

上記のように、平成22年12月期第3四半期において債務超過となり、これに伴い資金面におきましても逼迫している現在の当社の状況及び今回の資金調達目的について理解をいただき、安定株主として継続して保有していただける割当先であるため、今回の第三者割当による割当予定先として選定いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

河端 繁 当社普通株式 30,770株

e．株券等の保有方針

割当予定先である河端繁氏は、当社株式の保有方針について、長期継続的に保有する意向であることを書面にて確認しております。

なお、当社は割当先との間で、新株式の払込期日（平成22年12月20日）より2年以内に割当新株式の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定であります。

また、平成22年8月において、同氏が保有する株式のうち2千株をビジネスソリューション株式会社（大株主順位第二位）へ、1千株を河端隼平氏（大株主順位第三位）へ譲渡しております。当該譲渡は同氏の保有割合を減少させることを目的とし、特定の株主が多くの株式を保有すべきではない旨の同氏の意向により行ったものでありますが、両譲渡先は、同氏と緊密な関係にあり、当社株式を長期継続的に保有する意向に変更は無い旨を確認しております。平成22年8月は上述の同氏の意向により譲渡しておりますが、その後においては、長期継続的に保有する意向に変更はなく、このたびの当該第三者割当による新株式及び同氏が現在保有する当社株式につきまして、長期的に保有する旨の表明を書面にて確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

今回の第三者割当増資に係る払込みに際しては、自己資金を充当する旨の報告を受けており、割当先の取引証券会社が発行する取引残高報告書（平成22年9月末現在）を入手し、当該増資の払込みに要する資金等（MRF）を保有していることを確認いたしました。

以上の結果、当社は、当該増資の払込みについて確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当先の状況に関する確認につきましては、同氏は当社の取締役であり、また、平成15年以降当社の大株主であり、平成19年の上場前に調査を行ったこと及び東京証券取引所市場第一部上場会社の代表取締役を務められた経歴などを勘案し、調査の必要性は低いものと判断いたしますが、今回更にその判断を補完すべく、第三者機関である株式会社人事興信所（東京都千代田区）の調査により、反社会勢力となんらかの関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しており、別途その旨の確認書を証券会員制法人札幌証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠

発行価格は、当該増資に係る取締役会決議までの約3ヶ月間(平成22年9月1日(水)から平成22年11月30日(火))に札幌証券取引所が公表した当社株式の終値株価の平均値(5,947円)に1.093を乗じて算出される価格といたしました。(100円未満切捨て)

上記期間を算定の基準といたしましたのは、今回の第三者割当により発行される株式数、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境、現在の金融市場情勢及び当社の株価が低迷している状況ならびに事業状況、資金調達の重要性等を勘案し、割当先と協議のうえ、取締役会決議前日の終値という一時的な株価を採用するよりも、3ヶ月平均株価を参考とし、株価の下落による発行価格への影響を平準化するほうが妥当であると判断したためであります。

また、3ヶ月平均株価を参考とした理由は、当該増資にかかる取締役会決議日の終値とすると一時的な相場変動による影響を受ける可能性があり、また、最近の当社株価の変動状況、売買高、流動性等からすると、1ヶ月平均という期間でも、少額の取引高によって株価が変動する可能性は否定できず、より長い平均株価のほうが客観性が高く、合理的であると判断しております。一方、6ヶ月平均という期間では、現在の市場情勢から乖離する可能性があることから、3ヶ月の平均株価を参考とすることが合理的であると判断したものであります。

以上のとおり総合的に勘案した結果、発行条件は客観性が高く合理的であると判断しております。なお、発行価格は取締役会決議前日の終値4,375円から48.6%のプレミアムが加算されることとなります。

当該増資の発行価格は、札幌証券取引所アンビシャス市場における当該増資にかかる取締役会決議前日の終値、直前1ヶ月間、直前3ヶ月間及び直前6ヶ月間の終値平均値のいずれについても、プレミアムもしくは10%以内のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しておりますので、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当該新株式の発行に関し、当社監査役会(常勤監査役1名を含む計3名)から、取締役会決議前日の終値から3ヶ月間の平均値の株価に基づく市場価値は、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境、現在の金融市場情勢及び当社の株価が低迷している状況ならびに事業状況、資金調達の重要性等を勘案し、会社の客観的価値を反映していないと疑われる事情が無いと判断しており、当該増資の発行価格が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でない旨の意見を取得しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資の発行規模は、増資後の当社の発行株式数の40.14%になり、本増資により株式の希薄化率は67.06%となります。しかしながら、後記6〔大規模な第三者割当の必要性〕に記載のとおり、今回の資本増強は当社の企業価値向上のために不可欠であり、これにより財務基盤を強化し、受託生産性の向上を図るためのシステムを構築することで顧客へのサービスの充実及び収益の拡大を図り、手許流動性資金の確保と有利子負債の削減を図ることで、中長期的な企業価値の向上が見込まれると判断されることから、当該発行数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると考えております。

なお、今回の新株式発行により発行する株式の数及び希薄化の規模について、後記(経営者から独立した者からの意見)に記載のとおり、経営者から一定程度独立した第三者による委員会を設置し、平成22年11月30日付で、同委員会より今回の新株発行により資金調達を行う必要があること及び発行方法並びに発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

当該第三者割当により新株式30,770株が発行される予定であり、平成22年12月20日以前の発行済株式総数45,887株の67.06%となり、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになることから、当該第三者割当増資による新株式の発行は大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
河端 繁	東京都港区	22,882	49.87%	53,652	69.99%
ビジネスソリューション(株)	東京都世田谷区粕谷 三丁目24番28号	4,667	10.17%	4,667	6.09%
河端 隼平	東京都港区	3,667	7.99%	3,667	4.78%
寺岡 敏明	北海道札幌市東区	2,579	5.62%	2,579	3.36%
内田 荘一郎	東京都港区	2,405	5.24%	2,405	3.14%
河端 伸一郎	東京都港区	1,333	2.90%	1,333	1.74%
伏見 恵一	東京都世田谷区	636	1.39%	636	0.83%
上原 大和	千葉県船橋市	550	1.20%	550	0.72%
増田 雅代	東京都世田谷区	375	0.82%	375	0.49%
柏井 正尚	東京都杉並区	375	0.82%	375	0.49%
山本 麻記子	東京都品川区	375	0.82%	375	0.49%
計	-	39,844	86.83%	70,614	92.12%

(注) 1. 割当前の河端繁氏、河端隼平氏の所有株式数及び総議決権数の割合に対する所有議決権数につきましては、平成22年9月3日に提出された変更報告書（大量保有）に基づき、ビジネスソリューション株式会社の所有株式数及び議決権総数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成22年8月30日に提出された変更報告書（大量保有）に基づき記載しております。

2. 割当後の河端繁氏の所有株式数及び議決権総数に対する所有議決権数の割合は、平成22年12月20日付で第三者割当増資により株式を取得した後の株式数及び議決権比率を記載しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

当社は創業以来、クリエイターの創造力を活かしたビジネスを主たる事業として、良質なコンテンツを迅速かつ的確にマーケットへ提供することで、企業価値の拡大を図ってまいりました。

当社は、平成19年10月に、公営競技サービス事業を展開する株式会社チャリロトを子会社といたしました。これは当初、同社の公式サイト上で、当社が企画したインターネットリテラシーの高い層に向けた競輪オンラインゲーム等のサービスを展開することで、双方の顧客開拓の促進を図ることを目的として、ケイリンファンの拡大及び両社の業容拡大に寄与すると判断したためです。当該事業は競輪施行者である地方自治体が実施する競輪のオンライン車券販売業務を地方自治体から受託するものであり、当該オンラインシステムの構築費用として同社に対し資金の貸付を行い、平成20年12月期末における貸付金残高は872百万円となりました。当該貸付金につきましては、当該サービスが開始された平成20年4月から見込まれる収益より順次返済を受ける予定でありました。しかしながら、平成20年12月期末において、当時同社が策定した開業後5年間の中期経営計画における想定範囲を大幅に上回る赤字を計上したため、当該事業の計画を見直した結果、当該事業に係るソフトウェア等について連結では704百万円の減損損失、個別では1,153百万円の株式評価損、貸倒引当金及びリース契約の連帯保証にかかる債務保証の一部を損失引当金として特別損失へ計上し、連結で1,252百万円、個別で1,148百万円の当期純損失を計上した結果、連結では389百万円、個別では388百万円の債務超過に陥りました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、株券上場廃止基準に規定する「債務超過」にかかる猶予期間入りとなり、当該状況を解消すること及び財務諸表（有価証券報告書）における監査適正意見を取得するためには、向こう一年間の事業資金の確保並びに資本増強が不可欠となりました。このため、当社は、株式会社チャリロトに対する貸付金の早期回収を目指しました。平成21年3月16日に、当社が同社に対し保有する貸付金債権873百万円の内、平成21年12月31日までに150百万円の返還を受けることで、残723百万円の債権を放棄する旨の合意書を締結いたしました。これにより、平成21年12月期決算において、前期特別損失へ計上した同社に対する貸付金の引当額の内、返還を受ける150百万円を特別利益へ計上すること及び、平成20年12月期に特別損失へ計上した債務保証損失引当金の内、平成21年12月期において同社が支払うリース料の支払相当額約60百万円を戻入益として特別利益へ計上すること並びに平成21年12月期の通期事業計画では約80百万円の当期純利益を見込んでおりました。また、当社の筆頭株主である河端繁氏より第三者割当による新株式を引き受けることが可能であるとの表明を受けたため、同氏を割当先

として、平成21年3月26日を払込期日とする115百万円の第三者割当による新株式発行を実施いたしました。増資資金につきましては、他社との協同事業においてコンテンツ提供等に必要となるサーバー等の設備投資及び有利子負債の圧縮に使用し、設備投資とコスト削減による収益力向上に加え、早期の業績拡大と、有利子負債を圧縮することによるキャッシュ・フローの改善に努めてまいりました。これにより、当該状況の解消を目指してまいりましたが、株式会社チャリロトより15百万円の返還を受けたものの、その後の同社の事業状況及び財政状況が要因となり資本政策が見込みどおり進捗せず、平成21年12月期第2四半期会計期間末日現在において、280百万円の債務超過の状態となりました。これにより、再度継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、事業状況及び上記施策の進捗状況から、当該状況を解消するためには、早急な資本増強の必要性が生じたため、当社の筆頭株主である河端繁氏の紹介によりビジネスソリューション株式会社、河端隼平氏、河端伸一郎氏を対象とし、平成21年11月19日を払込期日とする第三者割当による100百万円の新株式発行を実施いたしました。当該増資により、有利子負債の圧縮を図り、キャッシュ・フローを改善し、新規顧客獲得を目的とした広告宣伝及び既存顧客へのサービスの充実、クオリティの高い商品の供給を行うことにより収益の拡大を図りました。また、株式会社チャリロトと締結した150百万円返還の合意内容について、残り135百万円について、同社の財政状況等を鑑みて、全額の回収は困難であると判断し、同社が契約していたリース契約の連帯保証を解除することを条件とし、返還残額135百万円のうち100百万円の返還を受けることで残りの債権を放棄する内容に改めて合意いたしました。これにより、同年11月に、貸付金の一部100百万円の返還を受け、同社が契約していたリース契約の連帯保証が解除されたことで、平成20年12月に特別損失へ計上した貸付金に係る貸倒引当額及び債務保証損失引当額の内、266百万円を引当金戻入益として特別利益へ計上いたしました。これにより、平成21年12月期末において純資産は42百万円となり債務超過は解消されております。なお、同年12月に、同社の全株式を譲渡し、同社との関連会社関係は解消しております。

平成22年12月期は、同年3月の株主総会において、河端繁氏のご紹介により、現代表取締役会長兼社長の藤田一郎氏を招聘し、第二の創業の精神で、営業、制作、コンシューマー事業の役割を明確に区分した組織の再編成、社員の評価を適正に行うための人事考課制度の整備、社員が企画や提案を行いやすい環境づくり等、社内インフラの再構築を行い、「社員のアイデア」を事業へ最大限に活かせる体制へ整備し、本業であるデジタルコンテンツ事業へ特化してまいりました。しかしながら、上述のとおり、平成21年12月期までは株式会社チャリロトが運営する公営競技サービス事業へ資本を投下していたこと及び、本業であるデジタルコンテンツ事業において当初見込んでいた以上に市場環境が変化し、当社が得意とする2Dコンテンツの需要は減少傾向にあり、3Dコンテンツの需要が増加したにもかかわらず新たな技術に対応するための制作体制の強化等が遅れたことにより、平成22年12月期第2四半期累計期間において41百万円の四半期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。当該状況を解消するため、制作人員が営業に同行し、制作業務を円滑にすることで納品までの期間を短縮することができる組織へ再編成し、事業拡大に尽力してまいりました。営業面では、携帯コンテンツの運営・配信会社に対し、積極的に企画提案を行い、運営・配信会社に当社のコンテンツ素材を提供し、携帯コンテンツから生じる収益を運営・配信会社と当社で分配する協業型の案件並びにシステム等のインフラを包括した大型案件の営業を積極的に行ってまいりました。また、既存取引先との取引の拡大並びに幅広いマーケットへの対応を進め、新規顧客の開拓に努めてまいりました。さらに、当社が独自に企画運営する携帯コンテンツ事業の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても徹底した見直しにより削減を図ることで営業利益の改善に努めてまいりました。

この結果、新規継続案件の獲得や携帯コンテンツのリリース等、一定の効果は実現したものの、3Dコンテンツ等新たな技術に対応するための制作体制の強化が遅れたことにより、既存取引先の取引高減少等が影響し、収益は当初の見込みには及ばず、平成22年12月期第3四半期累計期間において73百万円の四半期純損失を計上し、31百万円の債務超過となりました。また、これに伴い資金面におきましても、平成22年12月期第3四半期末における現預金残高は45百万円となりました。このような状況により、当社は自己資本の充実及び資金繰りの改善が不可欠と考えております。

当社の業績状況から鑑みると金融機関から調達することは困難であり、第三者割当による方法以外は、手続き等時間的制約があることを考慮し、今回は第三者割当による資金調達を検討せざるを得ないと判断いたしました。

このような状況の中、当社の取締役であり筆頭株主である河端繁氏より第三者割当により新株を引き受けることが可能である旨の表明をいただき、同氏を割当先とした第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

当社取締役会といたしましては、本新株式の発行により資本増強を図り、財務基盤を強化するとともに、手許流動性資金の確保と、平成22年12月期までにおいて、公営競技サービス事業への投資を目的に行った金融機関からの借入金に対する有利子負債の削減を図り、法人事業部門における受託生産性の向上として、当社が受注段階における仕様作成等へ介入しないシステムの構築を行うことで、受注から制作までの簡便化・迅速化を図り、受注案件を拡大し、また、近年におけるデジタルコンテンツ市場環境の変化を的確に把握し、3D等の新たな技術に対応できるクリエイターの募集及び社内での制作体制を構築することで、平成23年7月以降を目処に業績の拡大が期待できるものと考えております。既存株主様に置かれましては一定の希薄化が生じるものの、今回の資金調達により、当社の企業価値の向上がなされ株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めることになると判断いたしました。早期の事業拡大の加速を目指し、今後も札幌証券取引所アンビシャスにおける上場を維持し、上場会社としての企業価値を高めることにより、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。



（経営者から独立した者からの意見）

当該増資による希薄化率が25%を超えるものであることから、独立第三者からの意見入手を行いました。第三者委員会の構成は、いずれも当社経営から一定程度独立した第三者である窪田もとむ氏（弁護士）、安藤誠悟氏（弁護士）、及び森本友則氏（社外監査役）の3委員であります。（委員長には互選により窪田もとむ氏が就任。）当社と窪田もとむ弁護士、安藤誠悟弁護士との間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含め一切取引をした事実はなく、両氏は独立した第三者であります。今回、両氏から第三者委員会の運営を円滑に行うために当社内の事情を把握している人物が第三者委員会に必要なとの要望があり、当社の独立役員である森本社外監査役を選任いたしました。（独立役員とは、札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則にて定められた、一般株主と利益相反の恐れがない独立性の確保された社外取締役（社外監査役）であります。）当社は、第三者委員会に対して、当該増資に関する事項（発行の目的及び理由、資金調達額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し）、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関し、詳細に説明し、第三者委員会において慎重に審議、検討を行いました。当該第三者委員会の審議結果の報告書は、平成22年11月30日付で当社に提出され、当社の事業内容、事業環境及び現在の状況を鑑みると、資金調達の必要性について、平成22年12月期第3四半期において債務超過に陥り、継続企業の前提に関する重要事象が存在していること、平成22年12月期第3四半期末において現預金残高が45万円までに減少したこと、また、これらにより平成22年12月には資金繰りがかなり逼迫することが予想されることから、本件増資による資金調達が事実上唯一の資金調達手段であること、資金使途には不合理な点は認められず、逆にバランスシートの改善、収益向上など企業価値の増大に資するもので、ひいては株主価値の向上にも直結するものと考えられ、既存株主の立場においても一定の合理性が認められること、借り入れ、社債発行、公募増資、株主割当増資といった他の資金調達手段の実行は、当社の財務状況と本件増資の規模及び長引く構造的な不況が継続している現在の市況からすれば、当社がこれらの資金調達手段を実現させることは現実的に困難であり、第三者割当増資は、事実上唯一の手段であったと認められること、本件割当先は個人であって、当社との間で事業面でのシナジー効果やアライアンス面でのメリットこそ無いものの、長期継続保有の意向がある友好的な株主として、現在の筆頭株主でもある河端氏を選定しており、その選定には合理性が認められること、発行価格について、取締役会決議日前日の終値、取締役会決議日前日迄の直前1か月間、直近3か月間及び直近6か月間の当社株式の終値の平均値と比較してみても、その差は所謂プレミアムとして許容される範囲内又は10%以内のディスカウントとなっているもので、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、いわゆる有利発行には該当しないものと評価されること、増資の規模については、希薄化率が67.06%と大規模ではあるものの、本件第三者割当増資は必要、相当かつ合理性の認められる資金使途のための資金調達であることから、本件増資の規模についても合理性を有すると認められること、などが記載されております。

このとおり、今回の新株発行により資金調達を行う必要があること及び発行方法並びに発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成22年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年12月1日）までの間において変更及び追加がありました。変更及び追加箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があります。

#### 1. 事業環境に関するリスク

##### (1) コンテンツ市場動向について

新聞・雑誌・書籍等のコンテンツ市場が均衡している環境下において、インターネット・携帯電話における画像・テキスト等の市場規模（参考：財団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツの市場規模とデジタルコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究 報告書」）は、平成20年に9,107億円と5年前に比して2.3倍以上に拡大しており、今後も有望な市場として拡大する見通しとなっております。当社はこの成長市場において良質なコンテンツを安定的に供給することで業績の拡大を図る方針ですが、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) オンラインゲーム市場動向について

オンラインゲームの市場規模（参考：財団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツの市場規模とデジタルコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究 報告書」）は平成20年で886億円となり、ゲーム市場全体の1兆4,048億円から見ると約6%とまだ小さいものの近年急速に広がりを見せており、今後も拡大していくものと考えられておりますが、その要因として、大きく以下の2点が挙げられています。まず1点目は、インターネットに関連するインフラの高度化であります。ブロードバンドの普及により、インターネットはより快適で利便性の高いものに発展しており、多様なコンテンツがインターネット上で配信できるようになっております。2点目は、動作環境のオンライン化が挙げられます。次世代コンシューマー機もネットワーク対応装備となっており、更に携帯電話等のパケット定額制、通信速度の高度化など、全てのゲーム動作環境でのオンライン化が進んでいると考えられます。

これらの要因により、オンラインゲームに対する需要は高まりつつあり、経済産業省首都圏情報ベンチャーフォーラム「オンラインゲーム研究会」分科会が発足する等、オンラインゲームはブロードバンドインフラ上のコンテンツとして注目されております。当社もオンラインゲーム市場規模は今後も拡大していくものと考えておりますが、市場規模拡大に伴い、当社と類似する事業を展開する事業者の事業拡大や新規参入の活発化も予想され、競争が激化する可能性があります。また、オンラインゲーム市場は日本において未成熟であり、今後の市場動向についても不透明であることは否めず、当社が予測しているとおりに市場規模が推移しない可能性があります。当社が提供するオンラインゲームサービスにおいて、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) インターネット市場について

日本のインターネット人口（参考：総務省「平成21年版 情報通信白書」）は平成20年末時点で9,091万人になりました。平成20年末時点の8,811万人と比較して280万人増（前年同期比103.1%）と成長しております。当社の事業はインターネットと密接に関係しており、市場の拡大は続くものと考えておりますが、市場の停滞や衰退が起きる、又は法的規制により当社の事業が制限されるなどの事態が起きた場合は、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 事業内容に関するリスク

### (1) デジタルコンテンツ事業について

#### オーダーメイドイラスト画像等制作・販売（個人顧客向けサービス）

当社のホームページ上で顧客が希望の商品から当社で契約しているクリエイターを選択して、そのクリエイターが顧客の希望商品（イラスト、文書、ボイス等）を制作し、当社でその商品を検収して顧客へダウンロード販売するサービスです。当社では顧客の増加はもちろん、クリエイターの質及び数が重要となりますが、当社は平成21年12月末現在、制作クリエイター登録が約4,600名（平成20年12月末比6.9%増加）となっております。登録しているクリエイターは年々増加しており、今後も増加する見込みですが、当社の予測どおり推移しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### オンラインゲーム（個人顧客向けサービス）

当社で提供するオンラインゲームは、ウェブブラウザでプレイするゲーム（以下、「WTRPG」という）と称し、電子メールやウェブブラウザを用いて遊ぶゲームとなります。一般的なオンラインゲームでは顧客は決められた道筋に従う形となりますが、当社のWTRPGは、顧客と作り手側が相互に情報を収受することで物語や世界観を生み出していくという特長があります。オンラインゲーム市場の伸長に伴い、当社と類似する事業を展開する事業者の事業拡大や新規参入の活発化も予想され、競争が激化する可能性があります。また、オンラインゲーム市場は日本において未成熟であり、今後の市場動向についても不透明であることは否めなく、当社が予測しているとおりに市場規模が推移しない可能性があります。当社が提供するオンラインゲームサービスにおいて、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### デジタルコンテンツ制作・販売（法人顧客向けサービス）

当社では、顧客のニーズに合わせ、ホームページデザイン、ロゴデザイン、アバター素材、キャラクターデザイン等の制作請負を行っております。当業務はデジタルコンテンツ市場の拡大とともに、非常に需要が大きく、成長を見込んでおりますが、当社の予測どおり推移しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容悪化による減損について

当社は、各事業を展開するうえで、ソフトウェア等の固定資産を所有しておりますが、個別の事業の収益が悪化した場合は減損損失が発生する可能性があります。

### (3) 業績の推移について

当社は平成12年3月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴が浅く、期間業績比較等を行うための財務数値が充分とはいえず、当社の過年度の経営成績は、今後の当社の事業展開、経営成績並びに財政状態を判断する材料としては、慎重に検討される必要があります。

なお、第6期事業年度から第10期事業年度までの経営成績の概況を表に示すと、以下のとおりであります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高（千円）	218,304	403,025	561,850	581,082	563,826
経常利益又は経常損失（ ） （千円）	920	66,467	54,438	38,247	41,944
当期純利益又は当期純損失 （ ）（千円）	9,295	60,782	56,391	1,148,992	214,942
純資産額（千円）	2,523	431,305	760,697	388,294	42,452
総資産額（千円）	99,169	474,709	1,131,961	324,637	348,736

（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

### 3. 事業体制に関するリスク

#### (1) 個人情報の保護について

当社が提供するウェブサイト上で一部サービスを利用するにあたり、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報の登録等が必要となる場合があります。また、契約する外部クリエイターの個人情報を保有しております。こうした情報は当社において守秘義務があり、個人情報の取扱いについては、データへのアクセス制限を定める他、外部からの侵入防止措置等の対策を施しております。しかし、このような対策にもかかわらず、外部からの不正アクセス等により当社が保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 知的財産権について

当社が扱うコンテンツは知的財産権である著作物であり、これに関わる権利保護については、法的並びに技術的な対策に万全を期しております。当社は著作物についての著作に隣接するあらゆる権利に対して弁護士に相談し、当社と著作者・使用者の権利や契約など法的な整備を行いました。今後も、著作分野においては、時代の要求に応じ、常に現状より高次な体制整備を行うことが当社の事業性質上必要不可欠なため、著作権を含む知的財産分野での法務体制のさらなる強化を図ってまいります。しかしながら、これまで顕在化していない課題の発生やユーザーの不正使用、コンテンツ提供者の虚偽申告等の事由によって、当社がユーザー及びコンテンツ提供者、もしくは第三者等から訴訟を提起された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) ユーザーの嗜好・ニーズへの対応について

当社が提供する一般ユーザー向けのサービスの業績については、一般ユーザーの嗜好やニーズ、ライフスタイルの変化等によって左右される可能性があります。当社では、サービス開始前はもちろんのこと、日々入念にマーケティングリサーチを実施しておりますが、ユーザーの嗜好やニーズ、ライフスタイルの変化に伴って、ユーザーから見た場合の魅力が低下した際には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) プログラム不良について

当社が提供するウェブサイト上のサービスについては、多くのサーバープログラム及びソフトウェアによって維持されています。これらサーバープログラム及びソフトウェアに障害が発生した場合は、該当のサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損が生じる可能性があります。当社では、サービス開始前はもちろんのこと、日々入念にチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) システムダウンについて

当社が提供するウェブサイト上のサービスについては、パソコンやサーバー機器及び通信ネットワーク機器によって維持されています。これらハードウェアに関しては、自然災害・事故・外部からの不正な進入等の犯罪・一時的なアクセス集中によるサーバー負担の増加等により、システムダウンが生じる可能性があります。当社では、迅速なシステム復旧に備えるべくシステムの二重化等の対策を施すとともに、24時間監視体制など適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めております。しかし、このような対策にもかかわらず、何らかの事態により重要なデータが消失又は漏洩した場合、又はサービスが利用できなかった場合、損害賠償や信用低下等によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 技術革新について

当社が提供していますオンラインゲームやモバイルコンテンツ等のインターネット関連の業界は、市場のモデルチェンジサイクルから分かるように、技術革新の速度が速く、それに伴ってサービスモデルやソフトウェアの更新等、追加の開発が生じる可能性が高い業界となっております。このような状況の中で、当社が競争力を維持するためには、技術革新に対応することが必要となり、研究開発費等の費用負担が多大に発生するおそれがあります。また、競合先が開発したサービスにより、当社の提供するサービスが陳腐化し、当社の競争力低下を招く可能性があります。このような場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 法的規制について

インターネット市場においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任法が施行され、また、「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などの法制度が整備されてきておりますが、当社がインターネット関連事業を展開する上で、法的な制約を受ける事実は

現在ありません。しかし、インターネットに関連する法規制が現在のところ未整備であることは各方面から指摘されており、今後国内において法整備などが更に進む可能性があること、及びインターネットは国内のみならず国境を越えたネットワークであり海外諸国の法規制による影響を受ける可能性があることから、将来的に当社の事業分野において何らかの法的規制等が発生した場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は平成22年9月30日現在、常勤取締役3名、常勤監査役1名、従業員56名(臨時雇用者含む)と規模が小さく、内部管理体制もこれに応じた体制となっております。当社は、事業の拡大及び事業内容の多様化に応じて、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を進めております。今後も引き続き内部管理体制の強化と機動的かつ柔軟な組織体制の両立を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組む方針であります。しかしながら、人材等の拡充や内部管理体制の構築が予定どおり進まなかった場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 取締役、監査役の兼任について

当社の取締役、監査役の他社取締役等の兼務の状況は、本有価証券届出書提出日現在において下記のとおりであります。

当社における役職	氏名	兼務の状況
代表取締役会長兼社長	藤田 一郎	ビジネスソリューション株式会社 代表取締役
取締役	青山 博務	青山株式会社 代表取締役
監査役	森本 友則	エフェットホールディング株式会社 代表取締役 株式会社ミツエーリンクス 監査役

(10) 人材の確保及び育成について

当社の事業展開において、グローバルな展開を視野に入れたコンテンツ企画における豊かな経験を有する人材及び外部クリエイターの確保が当社の成長を支える重要な要素となっております。当社では、OJTによる人材育成、ストックオプション制度によるインセンティブの充実、オーダーメイドCOMクリエイターの登用等により、優秀な人材の採用及び雇用維持に努めておりますが、当社が計画した人材の採用及び雇用継続ができない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、外部クリエイターにつきましても、当社事業の拡大及び認知度向上によりオーダーメイドCOMブランドのプレゼンスを高め、これに伴ってクリエイターのステイタスを向上させることで、量・質ともに充実させる方針ですが、計画どおりいかない場合は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. その他

## (1) 配当政策について

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置付けております。配当につきましては経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた株主への還元を行う所存であります。

当社は、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境に対応すべく、財務体質の強化と事業展開資金に充当する所存であり当事業年度において配当は行っておりません。

## (2) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を採用し、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員に付与しており、今後もストックオプション制度を活用していく方針であります。

## (3) 有利子負債への依存度

平成22年9月末現在、当社の有利子負債残高は、231,250千円と前事業年度末に比べ28,248千円減少し、総資産に対する有利子負債依存度は97.1%と高い割合になっております。これらの有利子負債は主として銀行からの借入によるものです。事業構造の見直しによる所要運転資金削減等に取り組んでまいりますが、将来的な金利市場の変動は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (4) 新株発行による株式の希薄化及び支配力について

当社は、平成22年12月に予定している第三者割当による新株発行により、現在の発行済株式総数45,887株に対して30,770株増加し、この結果、既存株式の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なうおそれがあります。

しかしながら、現在当社が置かれている財務状況等を鑑みますと、今回調達を予定している資金の規模については、安定的な会社運営を行っていくために必要不可欠であり、手元流動性資金の確保と有利子負債の削減を図り、受託生産性の向上を図ることで、中長期的な企業価値の向上が見込まれると判断されることから、当該発行数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると考えております。

また、今回の第三者割当増資により筆頭株主である河端繁氏の所有割合は、発行済株式数の69.99%と過半数以上を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持っております。今後何らかの理由で同氏に不測の事態が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。



## 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第10期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成22年12月1日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

### (1) 平成22年8月30日提出の臨時報告書

#### ・提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

#### ・報告内容

##### 主要株主の異動

#### (1) 当該異動に係る主要株主の名称等

##### 主要株主となるもの

名称 ビジネスソリューション株式会社

本社所在地 東京都世田谷区粕谷三丁目24番28号

代表者 代表取締役社長 藤田 一郎

主な事業内容 事業戦略、資金計画及び資本政策に関する調査、企画及びコンサルティング業務、有価証券への投資

#### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有権決議の数及びその総株主数の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合
異動前(平成22年6月30日現在)	2,667個 (2,667株)	5.81%
異動後	4,667個 (4,667株)	10.17%

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式数から控除した株式数 0株

2. 平成22年8月30日現在の発行済株式数 45,887株

3. 新たに主要株主となるビジネスソリューション株式会社は、当社代表取締役会長兼社長である藤田一郎が代表取締役社長を兼務しております。

#### ・当該異動年月日

平成22年8月30日

#### ・その他の事項

##### 当該異動の経緯

平成22年8月30日付にて、ビジネスソリューション株式会社より大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局に提出されたことにより、当社株式2,000株を取得したことを確認し、当社主要株主に異動が生じたことを確認いたしました。

本報告書提出日現在の資本金の額 675,402,500円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 45,887株

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数 45,887個

## (2) 平成22年11月15日提出の臨時報告書

## ・提出理由

平成22年11月15日に、当社の代表取締役に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## ・報告内容

## (1) 異動に係る代表取締役の氏名、役職名及び生年月日

氏名	新役職名	旧役職名	生年月日
岡田 圭治	取締役	代表取締役副社長	昭和48年10月14日

## (2) 異動(退任)年月日

平成22年11月15日

## (3) 当該代表取締役の所有株式数(提出日現在)

70株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年7月7日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第11期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社テラネット  
取締役会 御中

### 聖橋監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松田 信彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 大樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネット及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載のとおり、連結子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社テラネット  
取締役会 御中

### 聖橋監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松田 信彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 大樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネットの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載のとおり、連結子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。
4. 重要な後発事象3.に記載のとおり、会社は、平成21年3月16日に、株式会社チャリロトと、会社が同社に対して有する貸付金（全額貸倒引当金設定済み）の一部について返済を受けた場合には、残額を債権放棄する旨の合意書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社テラネット  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テラネットの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月2日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月26日

株式会社テラネット  
取締役会 御中

## 監査法人ハイビスカス

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネットの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テラネットの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社テラネットが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社テラネット  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テラネットの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。